

# 須賀川市立保育施設の民設民営化に係るプロポーザル募集要項

令和3年1月

須賀川市教育委員会事務局こども課

1	募集の趣旨	1
2	募集等のスケジュール	1
3	認定こども園整備概要	2
4	整備予定地	3
5	応募資格	4
6	参加申込方法	4
7	質問書の提出	4
8	提案書の提出	4
9	審査・選定方法	6
10	申込み・問い合わせ先	7

## 1 募集の趣旨

市では、公民連携の推進により保育サービスの充実を図っています。

現在、市立の第三保育所、うつみね保育園、ぼたん保育園の3施設については、施設の老朽化が進んでおり、今後長期にわたる運営が困難となっています。

また、市街地内においては、近年、民間法人の認定こども園や認可保育所が整備され、増加する保育需要に対応しています。

今後、民間法人が有するノウハウ、専門知識等を生かし、保育サービス量の確保やさらなる保育サービスの向上を図るため、第三保育所、うつみね保育園及びぼたん保育園を統合し、市内緑町の「緑の広場」に民設民営による認定こども園を整備するため、設置法人を募集します。

## 2 募集等のスケジュール

募集及び事業のスケジュールは次のとおりです。

No.	項目	日程	手続き等
1	募集要項の公表	令和3年1月18日(月)	須賀川市公式ウェブサイトに掲載します。
2	要項等に関する質疑受付	令和3年1月18日(月) ～1月26日(火)	質問書(様式1)をメールにより提出してください。
3	建設予定地の案内	令和3年1月20日(水) ～1月26日(火)	案内希望者はメール又は電話にて申込をしてください。
4	要項等に関する質疑への回答	令和3年1月下旬	質問・回答内容は、須賀川市公式ウェブサイトに掲載します。
5	プロポーザル参加申込書受付	令和3年2月1日(月) ～2月12日(金)	参加申込書(様式2)をメールにより提出してください。
6	提案資料等の提出	令和3年2月15日(月) ～3月10日(水)	提案書(様式4)に関係書類を添えて提出してください。
7	提案書プレゼンテーション審査	令和3年3月中旬 ～下旬	
8	審査結果の通知及び優先交渉権者等の公表	令和3年3月下旬	
9	協定の締結	令和3年4月以降	
10	設置者による設計・工事	令和3年4月以降	
11	新たな認定こども園の開設	令和5年4月1日又は 令和6年4月1日	

### 3 認定こども園整備概要

#### (1) 整備施設

幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園

#### (2) 入所児童

8週経過後から小学校就学前までの全年齢

#### (3) 定員

次の例を参考に、2号認定及び3号認定を200人以上とし、必ず0歳児、1歳児、2歳児の定員設定をしてください。定員構成は、0歳児 $\leq$ 1歳児 $\leq$ 2歳児 $\leq$ 3歳児 $\leq$ 4歳児 $\leq$ 5歳児となるように設定してください。

【新規認定こども園（幼保連携型又は保育所型）定員設定例】

認定類型	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定	—	—	—				
2号認定	—	—	—	40	44	44	128
3号認定	18	24	30	—	—	—	72
計	18	24	30	40	44	44	200

※ 待機児童対策のため、保育認定（2号認定・3号認定）の定員を200人確保してください。なお、1号認定の定員を追加設定することは可能です。

#### (4) 開所日

祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、月曜日から土曜日まで

#### (5) 開所時間

11時間

#### (6) 延長保育

1時間以上の実施

#### (7) 保育料以外の負担金

保護者の経済的負担を最小限とするよう努めること

#### (8) 給食

自園調理による給食を提供

#### (9) 特別な支援を要する子ども及び保護者への対応

障がい児及び発達支援を要する子ども及び保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受入については、市全体の入所調整等に協力することとします。

#### (10) 開設時期

令和5年4月1日又は令和6年4月1日とし、整備予定地の状況などにより、市と整備法人との協議により決定します。

(11) 併設施設

協議により、同一敷地内で、子育て支援施設、福祉関連施設等を整備・運営することができますが、審査対象には含まれません。

4 整備予定地

- (1) 所在地 須賀川市緑町 1-1 「緑の広場」
- (2) 面積 12,162.90 m<sup>2</sup>
- (3) 地目 宅地
- (4) 用途区域 東側 第一種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%  
西側 第二種住居地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
- (5) 所有者 須賀川市
- (6) 用地の取扱い 土地の有償譲渡又は有償貸与によることとします。譲渡額・貸与額については、優先交渉権者との不動産鑑定価格に基づく協議により決定します。
- (7) 現状 西側の砂利敷駐車場内に須賀川市の地域外来施設が設置されています。今後、地域外来施設が撤去された後に、認定こども園整備のための造成工事の施工が可能となります。
- (8) 立ち入り 整備予定地「緑の広場」については、どなたでも自由に立ち入りできます。
- (9) 位置図



## 5 応募資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 福島県内において認定こども園又は認可保育施設の運営実績がある社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項各号に定める事項に該当しないこと。
- (3) 子ども・子育て支援法第 40 条第 2 項に規定する同法第 31 条第 1 項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- (4) 法人の役員又はその長が子ども子育て支援法施行令第 18 条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 法人の役員又はその長に、須賀川市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 27 日条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者がいないこと。
- (6) 法人に法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等の滞納がなく、本法人の役員又はその長に市税等の滞納がある者がいないこと。

## 6 質問書の提出

質問は、質問書（様式 1）により、電子メールでこども課あてに送信してください。なお、メール送信後、必ず電話により送信確認をしてください。

- (1) 質問書の提出期間  
令和 3 年 1 月 18 日（月）～1 月 26 日（火）
- (2) 送付先メールアドレス  
kodomo@city.sukagawa.lg.jp
- (3) 質問に対する回答  
質問については、メール受信後 1 週間程度で回答します。なお、質問・回答内容については、須賀川市公式ウェブサイトに掲載します。

## 7 参加申込方法

参加申込書（様式 2）により、電子メールでこども課あてに送信してください。

なお、メール送信後、必ず電話により送信確認をしてください。

- (1) 参加申込書の提出期間  
令和 3 年 2 月 1 日（月）～2 月 12 日（金）
- (2) 辞退の手続き  
辞退届（様式 3）により、電子メールでこども課あてに送信してください。

## 8 提案書の提出

提案書に関係書類を添えて、こども課に提出してください。

- (1) 提出期間  
令和 3 年 2 月 15 日（月）～3 月 10 日（水）
- (2) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、提出期限必着としますので、一般書留、簡易書留等配達記録の確認できる方法で送付してください。

(3) 提出書類のサイズ及び提出部数

書類のサイズは、A4版縦とします。ただし、図面等は、A4サイズに収まるよう折り込むなどしてください。

提出部数は、正本1部及び副本5部です。

(4) 提出書類

ア 提案書（様式4）

提案は、後記9（4）の審査項目ごとの評価視点を参考として作成してください。

イ 建物の配置図

- ・ 建物の形状、敷地全体の土地使用状況が分かるものをA3版で作成してください。

ウ 計画平面図

- ・ 設計業者が作成した平面図を提出してください。補助金申請に必要な設計図書は要しません。
- ・ 応募に必要な図面は、施設のレイアウトがわかる平面図です。調乳室、便器、手洗い設備、収納、医務スペース、調理設備等についても可能な限り記載し、縮尺を明記のうえ、A3版で作成してください。また、乳児室、保育室、遊戯室については、内法面積を記載してください。
- ・ 施設の平面図は、審査結果通知後に、市又は福島県との協議により変更となる場合があります。

エ 計画平面図の面積計算書一覧（乳児室、保育室、遊戯室）

オ 新施設運営に係る1年間の収支予算書（様式5）

カ 法人等調書（様式6）

キ 現在実施している事業の概要（様式7）

ク 法人の履歴事項全部証明書

ケ 定款

コ 法人代表者の履歴書（様式8）

サ 法人役員一覧（様式9）

シ 意思決定機関の議決が確認できる書類（理事会の議事録等）

ス 直近3年間の決算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）

※保育施設を運営する事業以外の事業を含む法人全体の財務内容の分かる決算書類

セ 誓約書（様式10）

ソ 法人に所在市町村の滞納がないことの証明書

タ 法人の施設運営の考え方、取り組み、実勢等に関する資料

※パンフレット等を添付

(5) 提出書類の取扱い

ア 提案書等の提出書類は、返却しないものとします。

イ 提出書類は、プロポーザルのために使用し、複製、頒布等することができるものとします。

ウ 契約候補者の提出書類は、公開することができるものとします。ただし、それ以外の者の提出書類は、原則非公開としますが、須賀川市情報公開条例（平成 10 年条例第 16 号）の規定による請求に基づき、同条例第 6 条に規定する非開示情報を除き、開示することができるものとします。

## 9 審査・選定方法

須賀川市立保育施設の民設民営化に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、提案内容等について総合的に審査し、優先交渉権者の選定を行います。

### (1) 方式

公募型プロポーザル方式

### (2) 書類審査

本要項に規定する条件等について、下記の審査項目に基づき応募書類により審査します。

### (3) 面接審査

1 事業者あたり 20 分程度のヒアリングを行います。法人の概要や新たに整備する施設の特色などについての説明を受け、下記の審査項目に基づき、審査します。

### (4) 審査項目

事業者選定は、次の審査項目に基づき行います。

No.	審査項目	主な評価視点
1	法人の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉の理念を十分に理解した法人運営が期待できるか。</li> <li>・ 役員構成や財政運営状況が適正であり、健全で安定した運営が期待できるか。</li> <li>・ 既に運営している認定こども園等の福祉事業の運営状況は評価できるか。</li> </ul>
2	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員数の子どもを受け入れるため、十分な施設の面積が確保されているか。</li> <li>・ 敷地が有効に活用され、施設の配置計画は適切か。</li> <li>・ 保育サービスの向上のための工夫がなされているか。</li> <li>・ 駐車場や送迎に関する動線確保は十分検討されているか。</li> </ul>
3	施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集要項で定める定員設定となっているか。</li> <li>・ 開園時間や延長保育が適正に確保されているか。</li> <li>・ 施設運営に係る収支計画は適正なものとなっているか。</li> </ul>
4	保育内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 須賀川市の幼児教育・保育の状況を十分理解した提案となっているか。</li> <li>・ 保育課程や指導計画は十分期待できるか。</li> <li>・ 保育の質の向上や改善のための取り組みについて十分検討されているか。</li> <li>・ 障がい児等の支援を必要とする子どもの受入れ、支援体制などが十分検討されているか。</li> <li>・ 市立保育所再編の受け皿となることを十分理解しているか。</li> </ul>

5	給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自園調理が確保できる計画となっているか。</li> <li>・献立に対する工夫は十分期待できるか。</li> <li>・アレルギーのある子どもへの対応は十分検討されているか。</li> </ul>
6	安全・衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故や災害、不審者に対する対策が十分検討されているか。</li> <li>・子どもや職員の衛生・健康管理の対策が十分検討されているか。</li> </ul>
7	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育・教育の提供に必要な職員を確保する見込みとなっており、法令等で定める基準を満たした配置計画となっているか。</li> <li>・職員の育成・研修について具体的な計画を有しているか。</li> </ul>
8	保護者対応、地域交流、市への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と職員のコミュニケーションや苦情対応について十分検討されているか。</li> <li>・保護者の金銭的負担を最小限とする計画となっているか。</li> <li>・小学校への接続の考え方や取り組み方針について十分検討されているか。</li> <li>・地域住民等との交流・連携について十分検討されているか。</li> <li>・須賀川市の福祉・教育行政に対する協力が検討されているか。</li> </ul>

#### (5) 選定結果の公表

選定結果については、参加者全員に通知するとともに、審査の公平性、透明性を期すため、結果を須賀川市公式ウェブサイトに掲載します。

## 10 申込み・問い合わせ先

担 当 : 須賀川市教育委員会事務局こども課  
 所 在 地 : 〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地  
 電 話 : 0248-88-9169  
 ファクス : 0248-94-4561  
 Eメール : kodomo@city.sukagawa.lg.jp